

学校現場で役立つ

いじめ防止対策の要点

決していじめを見逃さず
「安心できる居場所」としての
豊かな学級・学校を
実現するために…



このマニュアルを作成したねらい・ねがいは…

- * いじめ問題、とりわけいじめによる自殺事案が契機となり、いじめ防止は重要な教育課題となりました。そして、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。
- * 鳴門教育大学では、平成27年度に「いじめ防止支援機構」を新設し、従来からいじめ問題の解決に向けて特色ある実践・研究を展開してきた宮城教育大学・上越教育大学・福岡教育大学との協同参加型の組織・事業としてBP (Bullying Prevention いじめ防止支援) プロジェクトを展開しています。
- * いじめ防止対策は、法と、国・自治体・学校の基本方針の趣旨を踏まえて推進することが求められます。そこで、この冊子では、法文(全35条)や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月の改定版では本文42ページ、別添①2ページ、別添②10ページ)の要点を、学校現場の先生方が腑に落ちるわかりやすい文章でまとめました。各学校において、いじめ防止対策の基本理念の確認と実際の取組の参考にこの冊子を活用していただきたいというのが、私たちのねらい・ねがいです。
- * ご不明な点等がありましたら、鳴門教育大学いじめ防止支援機構までお問合せください。



平成29年11月

鳴門教育大学いじめ防止支援機構長 阿形 恒秀

1 「いじめ認知」の要点 2

- A. 「決して見逃さない」を基本姿勢に
- B. 「認知」と「対応」を分けて考える

2 「いじめアンケート」の要点 4

- C. 回答しづらい児童生徒の気持ちを理解する
- D. アンケートはできれば無記名で翌日提出を
- E. 教師と児童生徒の信頼関係が大前提

3 「いじめに関する組織的対応」の要点 6

- F. 組織的対応とは複数の目で見守ること
- G. 抱え込まず、丸投げせず…

4 「いじめ発生時の対応」の要点 8

- H. まずは行為を止め、事実に即して指導する
- I. 被害者へのサポートを丁寧に
- J. 加害者への禁止の指導から成長支援へ

5 「いじめ解消の見極め」の要点 10

- K. 加害者の謝罪は問題解決のスタートライン
- L. 「いじめをしない」から「豊かにつながる」へ

1 「いじめ認知」の要点



- A. 「決して見逃さない」を基本姿勢に
- B. 「認知」と「対応」を分けて考える

A. 「決して見逃さない」を基本姿勢に

- * いじめは、「ふざけ」「じゃれあい」等との見極めが難しい場合が多いので、いじめ（による自殺等の重大事態）を防ぐには、「疑わしきは対処する」ことが重要になります。
- * いじめ防止対策推進法で、「一定の人的関係における行為によって児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいじめとするという最も広い定義を採用しているのは、いじめを決して見逃さないという願いからです。
- * そのことを踏まえて、「取り越し苦労で終わればそれでよし」の姿勢で、児童生徒の苦悩やちょっとした異変を軽く扱わないことが大切です。

B. 「認知」と「対応」を分けて考える

- * いじめと断定することに児童生徒や保護者が抵抗を示す場合は、いじめの「認知」の問題といじめへの「対応」の問題を分けて考えることも必要です。
- * 「いじめと認知する」ということは、学校として重要な課題であると認識し、教育委員会や文部科学省にいじめ案件として報告することです（法律の定義を順守することが肝要です）。
- * 一方、「いじめに対応する」ということは、まずは行為を止めたうえで、当該児童生徒に対して、仲間を大切にすることを考えさせる指導を行うことです。
- * 後者においては、「いじめであるかどうか」という抽象的な議論に陥ることを避けて（場合によればあえて「いじめ」という言葉を使わず）、あくまで具体的な言動に即して、その行為が「他者を傷つけている」という点に焦点を当てて指導することも必要です（法律の定義を盾にとると反発を招きかねません）。

1 「いじめ認知」の要点 解説

- ◆ いじめ防止対策推進法の第2条に示されたいじめの定義では、要約すると、学校において児童生徒が人間関係における他の児童生徒の行為によって心身の苦痛を感じているものがいじめであると定められています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ◆ 一方、世界のいじめ研究におけるいじめの定義では、「被害者の苦痛」に加えて、
- ・加害者に危害を加える攻撃的な意図がある
 - ・被害者と加害者の間に力の不均衡がある
 - ・何らかの反復的な要素を持つ
- ということを要件としている場合が一般的です。
- ◆ しかし、「攻撃的な意図」は加害者が否定する場合が多く、また「力の不均衡」が感じられない「いじり」「ふざけ」「じゃれあい」がいつのまにか「いじめ」に変質していくこともよくあります。「いじり」と「いじめ」は一文字違い（木村拓哉さんの言葉）なのです。
- ◆ 文部科学省が、学術的な厳密な定義とは異なり、最も広い定義を採用した理由は、「攻撃的な意図」「力の不均衡」「反復的な要素」は表面的には見えにくく把握しにくいものであることを踏まえ、何よりも「いじめを決して見落とさない、見逃さない」という強い思いからです（「いじめの“見逃しの三振”だけはダメ」と表現された教育長もいらっしゃいました）。
- ◆ 一方、社会通念としての「いじめ」は「いやがらせ」「意地悪」に似たイメージであり、法の定義より学術的な定義のほうに近いものです。したがって、法の定義を盾にとって「相手が苦痛を感じているからいじめだ」と指導すると、児童生徒や保護者が納得しないこともあります。現に、現場の先生方からは「法の理念と社会通念の板挟み」で指導に苦慮されているという話しもよく耳にします。
- ◆ このような葛藤を乗り越えるヒントが、文部科学省の「いじめの防止等のための基本の方針（改定版）」p.5に示されています。

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

- ◆ 要は、実際の指導の場面では、「いじめ」という言葉を使わずに指導することも考えられるということです。「いじめ」であるかどうかの抽象的な議論より、当該の子どもたちの間で起きている事実に具体的に丁寧に踏み込んで、その行為が相手にどんな苦痛を与えているかを考えさせる関わりこそが重要になります。
- ◆ さらに、指導において「いじめ」という言葉を使わない場合も、校長や教育委員会、文部科学省へは、いじめと認知した事案として報告する必要があるということです。

2 「いじめアンケート」の要点



- C. 回答しづらい児童生徒の気持ちを理解する
- D. アンケートはできれば無記名で翌日提出を
- E. 教師と児童生徒の信頼関係が大前提

C. 回答しづらい児童生徒の気持ちを理解する

- * 思春期・青年期の児童生徒は、「**同世代の仲間づくり**」と「**大人からの自立**」という難しい「連立方程式」に直面します。
- * したがって、児童生徒は、**仲間関係の問題に大人（親・教師）が介入することに抵抗**を感じるものです。

D. アンケートはできれば無記名で翌日提出を

- * いじめに関するアンケートを実施する場合、児童生徒が少しでも**書きやすいような工夫**が必要となります。
- * 原則的には**無記名**のかたちをとるほうが、書くことにためらいが生じた場合も児童生徒は書きやすくなります。
- * また、クラスの他者が見ている中でたくさんの情報を書くことは難しいので、できれば一度持ち帰らせて、**翌日に提出**するかたちのほうが望ましいです。

E. 教師と児童生徒の信頼関係が大前提

- * いじめ問題だけでなく生徒指導においては、教師と児童生徒の「**愛と信頼に基づく教育的関係**」が必須です。信頼関係がなければ、たとえいくらアンケートを実施しても児童生徒は決して打ち明けないでしょう。

2 「いじめアンケート」の要点 解説

- ◆ 小学校低学年・中学年の児童は、仲間関係でのトラブルを大人（親・教師）に訴えることがよくありますが、小学校高学年の児童や中学生・高校生は、仲間関係の問題を大人に訴えることに抵抗を感じるもので。なぜならば、思春期・青年期に入った児童生徒は、「同世代の仲間づくり」と「大人からの自立」という難しい「連立方程式」、つまり、大人の介入や援助なしに自分（たち）の手で友人関係を構築するという課題に直面するからです。
- ◆ ジブリのアニメ「魔女の宅急便」で、主人公のキキは魔女の辻に従って13歳になると家を出します（自立）。新しい町でキキは多くの人と出会いますが、ある日突然、「空を飛ぶ」という「自分が自分でであることの要の力」を失ってしまいます。アニメでは飛べなくなってしまった理由は明示されませんが、時系列で見ると、直前にちょっとした仲間関係の問題が生じています。
- ◆ この最大のピンチに際して、キキは、両親や居候先のオソノさんなどの大人には相談しません。キキの親子関係は決して悪いものではありませんが、それでも彼女は相談しないのです。なぜならば、大人の助力なしに仲間関係の問題を解決しなければならないからです。
- ◆ このような大人の介入を快しとしない心理があるので、児童生徒はいじめ被害にあっても、「わかって欲しい」と「知られたくない」の葛藤、「助けて欲しい」と「手を出して欲しくない」の葛藤を抱えている場合が少なくありません。
- ◆ 重松清さんの小説「セッちゃん」（『ビタミンF』所収）は、転校生のセッちゃんに対する学校でのいじめのようすを親に話す中学2年生の主人公加奈子（実はセッちゃんは実在せず加奈子がいじめられている）の姿を通じて、子どもの揺れる心理と親の繊細な踏み込み方をリアルに描いていますので、是非ご一読ください。
- ◆ いじめ把握のためのアンケートを実施する場合も、諸連絡と同じような調子で「些細なことでも書きなさい」と用紙を配るだけでは、打ち明けることに葛藤を抱えている児童生徒は決して記入しないでしょう。大切なのは、たとえば、「友人関係のことは君たちなりによく考えていると思うが、君たちだけで解決できないような状況になって、報道されているようないじめ自殺などの問題が生じることだけは先生は何としても避けたい。だから、書きづらい気持ちもあるかもしれないが、気になることはどうか書いて欲しい。」など、児童生徒の気持ちを共感しつつ教師の本気を伝えるようなメッセージを伝えることです。
- ◆ また、アンケートの実施形態も、書くことへの抵抗感を少しでも和らげるために、できれば無記名にすることが望ましいです。用紙の回収も、個々の児童生徒が何を記入したかが他の児童生徒に見られることがないような配慮が必要です。さらに、その場で書かせるやり方では、訴えたいことがある児童生徒も、時間をかけてペンを走らせるようすをクラスの他の児童生徒に知られることになるので、書きづらいものです。ですので、一度持ち帰らせて提出は翌日にするなどの工夫も必要です。
- ◆ 文部科学省（2010）『生徒指導提要』に示されているように、いじめ問題に限らず生徒指導全般において指導の成果があがるために、教師と児童生徒の「愛と信頼に基づく教育的関係」が必須です。「人は理解してくれている人には安心して心を開きますが、理解してくれていない人に対しては拒否的になり、心を閉ざしたまま対応するもの」だからです。そういう意味では、アンケートなどのシステムだけに頼るのでなく、一見まわり道のように見えても、常日頃からの児童生徒に対する共感的理解と信頼関係づくりを地道に積み重ねていくことこそが、いじめ防止につながる確かな道すじになるでしょう。

3 「いじめに関する組織的対応」の要点

F. 組織的対応とは複数の目で見守ること

G. 抱え込まず、丸投げせず…

F. 組織的対応とは複数の目で見守ること

- * いじめの加害者・観衆（はやし立てる者）・傍観者（見ている者）はもちろんのこと、場合によれば被害者も**いじめを隠そうとする**ものなので、いじめを発見するためには、**教員間の連携**によりさまざまな情報を共有し些細な兆候も見逃さないことが重要になります。
- * また、子どもは「学校で見せる顔」と「家庭で見せる顔」が異なることもよくあるので、**教員と保護者の連携**も重要になります。
- * 何よりも、親や教師が子どものロールモデル（手本）となるためには、人間関係における行き違いや対立を乗り越えしなやかで温かいつながりを作り出す大人の知恵を示さなければならないはずです。

G. 抱え込まず、丸投げせず…

- * いじめ予防の指導の在り方やいじめが発覚した際の対処を検討する際には、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の**心理や福祉の専門家と連携**して「チーム学校」として対応することも重要になります。
- * 外部の専門家に対して、教師は「**抱え込み**」あるいは「**丸投げ**」のいずれかの極端な態度に陥ることがあります。これらはいずれも連携ではありません。
- * 文部科学省（2010）『生徒指導提要』に示されているように、連携とは、「対応のすべてを相手に委ねてしまうこと」ではなく、学校で「できること」「できないこと」を見極め、**学校ができない点を外部の専門機関などに援助をしてもらう**ことです。

3 「いじめに関する組織的対応」の要点 解説

- ◆ 諸外国と比べると、「暴力を伴ういじめ」よりも仲間外れ・無視・陰口・悪口・からかいなどの「暴力を伴わないいじめ」が多いのが日本のいじめの特徴です。また、LINEでのやりとりなどネット上で生じるいじめは、親や教師が把握しにくいものです。
- ◆ さらに、いじめの加害者・観衆・傍観者は、誰かをスケープゴート（生贅の羊）とすることで集団凝集性（仲間意識）を高めようとしている場合もよくあります。誰かを仲間はずれにすることで、自分たちの仲間関係の安定性や安心感（もちろんそれは本当の絆とは言えない脆弱なものです）を確保するために、変な言い方になりますが、彼ら彼女らはいじめ行為を「必要」としているのです。それゆえに、加害者・観衆・傍観者は、いじめを続けるために、大人に気づかれないように隠蔽しようとするものです。
- ◆ さらに、被害者も、自分が仲間から外されていることを親や教師に知られる屈辱感や、大人の介入によっていじめがさらに隠然化しエスカレートすることへの不安などから、いじめ被害を頑として認めようとしないこともあります。
- ◆ したがって、いじめの発見・把握は他の問題行動よりも格段に難しいものであることを理解しておくことが肝要です。
- ◆ 「アンテナを高くして…」という言い方がされることがあります、子どもたちはいじめを隠蔽しようとしているので、明確なサインが出されることは少ないものです。そういう意味では、「サインをキャッチする」という受け身のニュアンスの「アンテナイメージ」ではなく、教師が積極的に児童生徒集団の問題を探る「ソナーアイメージ」でいじめ防止を考えるほうがいいかもしれません。そして、一人一人の教師がさまざまな場面で何となく気にかかった些細な兆候を職員全体で情報共有し、組織として問題意識・危機意識を共有することが大切です。文部科学省の『いじめの防止等のための基本的な方針』には、「積極的ないじめ認知」について次のように示されています。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

- ◆ さらに、心理や福祉の専門家と連携して「チーム学校」として対応することも重要になります。外部の専門家との連携を図る際に、教師は「抱え込み」と「丸投げ」のいずれかの極端な態度に陥ることがあります。「抱え込み」とは、「学校のことは自分たち教師がいちばんわかっている」という自負が強すぎて、外部の専門家とつながることを拒絶して抱え込む姿勢です。「丸投げ」とは、「これは自分たち教師の役割ではない」と簡単に荷を下ろして、外部の専門家に全面的に委託して自分は関わろうとしない姿勢です。これらはいずれも連携ではありません。
- ◆ なお、関係機関はそれぞれ、臨床心理士・社会福祉士・児童福祉司・児童心理司・精神保健福祉士・精神科医など法的根拠や社会的な役割、配置されている専門スタッフが異なるので、連携の際には、当該機関の専門性をよく理解しておくことが重要です。

4

「いじめ発生時の対応」の要点



- H. まずは行為を止め、事実に即して指導する
- I. 被害者へのサポートを丁寧に
- J. 加害者への禁止の指導から成長支援へ

H. まずは行為を止め、事実に即して指導する

- * いじめを発見、または相談を受けた教員は、速やかに校長や学校のいじめ対策組織に報告を行う必要があります。そして、いじめが確認できた場合は、学校としてまずは毅然とした態度でその行為を止めることから指導を始めます。
- * そして、具体的な事実に即して、いじめは被害者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを加害児童生徒が理解できるように指導します。

I. 被害者へのサポートを丁寧に

- * 学校がいじめを確認した場合は、直ちに当該児童生徒の安全を確保するとともに、「学校は全力で守る」という決意を明確に伝えることが大切です。
- * さらに、いじめにより受け続けた内面の傷は、短期間で簡単に癒えるものではないので、教育相談の担当教員やスクールカウンセラーとも連携し、被害者の立ち直りのプロセスに丁寧に寄り添ってサポートすることが重要です。

J. 加害者への禁止の指導から成長支援へ

- * 加害者に対しては、「許されない」という叱責・禁止の指導から、加害の背景にある加害者自身のストレス等の問題に本人が気づき適切な解決方法を見出せるような成長支援へ展開していくことが重要です。
- * また、授業改善・学力保障・集団づくりなど、加害者の不満や疎外感を解消するために学校としてできることに取り組むことも必要です。

4 「いじめ発生時の対応」の要点 解説

- ◆ 児童生徒にとって、ギャンググループ（主に小学校高学年の頃）、チャムグループ（主に中学校の頃）、ピアグループ（主に高校の頃）と呼ばれる同世代の仲間関係は重要な意味を持っています。子どもたちにとって、仲間関係は、躊躇したり不安になったり疲れたりしたときに支えられエネルギーを補給できる安心基地として不可欠なものです。
- ◆ 逆に言えば、児童生徒にとって仲間から外される苦痛は、大人にとっての人間関係上のトラブルとは比較にならないほど、深刻なダメージとなるものです。
- ◆ このように、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを認識し、言うまでもありませんが、いじめが発覚した際は、まずは断固としていじめ行為を止めが必要です。
- ◆ 被害者は学校がいじめを把握した場合も、「いじめは本当に止まるだろうか」「どこまで守ってもらえるだろうか」などの不安を抱えています。ですから、「学校は全力で守る」という決意を明確に伝えるとともに、言葉だけでなく姿勢・態度で被害者を本気で守りいじめを本気で止めることを示すことが大切です。「頼りにならない」教師に児童生徒は決して問題解決を委ねようとはしません。

「先生に言えなかったこのひとつ」というテーマに関する投書で、山形の22歳の会社員は、「先生、だいじょうぶじゃないです」という言葉をあげています。この女性は中1のときに3か月間いじめを受け、やっと気づいた担任が声をかけてくれたのですが、「なんとかしたかったけど、先生には『だいじょうぶです』と言いました。クラスは荒れていて、先生の力ではどうにもならないとわかつていました。」と述べています。
ディスカヴァー21編集部（1998）『先生に言えなかったこのひとつ』

- ◆ また、いじめにより被害児童生徒が受けた心身のダメージが回復するには相当の時間を要するものなので、いじめ行為が止まった後も、定期的に当該児童生徒と面談を行うなど、立ち直りのプロセスに丁寧に寄り添ってサポートすることが重要です。
- ◆ 加害者に対して第一にやるべきことは、「決して許されない」という姿勢を明確に示し行為をやめさせることです。そしてそのうえで、先にも述べたように、「いじめ」であるかどうかの抽象的な議論より、具体的な事実に即して、その行為が相手にどんな苦痛を与えていくかを考えさせる指導を行います。児童が多額の金銭を要求されたいじめ事案がありましたが、「相手がくれたから…」と弁解する子どもに対し、ある弁護士さんが「じゃ、どうしてくれたと思う？」と問うと、「…ぼくたちが怖かったからだと思う」と答えたそうです。このような「事実を振り返らせ考えさせる指導」が加害者の内省につながるのです。
- ◆ さらに、禁止・抑圧の指導に留まるのではなく、加害の背景にあるストレス等の問題に本人が気づき、いじめではない健全で適切な解決方法を見出すように、成長支援の観点から指導を行うことも重要です。平成29年3月に改定された文部科学省の『いじめの防止等のための基本的な方針』には、「加害者への成長支援」について次のように示されています。

- ・いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

5 「いじめ解消の見極め」の要点

- K. 加害者の謝罪は問題解決のスタートライン
- L. 「いじめをしない」から「豊かにつながる」へ

K. 加害者の謝罪は問題解決のスタートライン

- * 加害者と被害者を対面させ加害者に謝罪させることも場合によれば必要ではあります、**謝罪は問題解決の序章であり最終章ではない**ことを理解しておくことが大切です。
- * 真の問題解決には、加害者の反省と被害者の赦しが必要です。**反省も赦しも十分ではない中での形式的な和解の場の設定は問題解決にはつながらない**どころか、加害者にも被害者にも「この程度のことなのか…」という印象を与えてしまう危険性があります。

L. 「いじめをしない」から「豊かにつながる」へ

- * 近年、いじめが社会問題化する中で、「いじめは絶対に認められない」「いじめはあってはならない」とよく主張されますが、**「いじめをしない」という否定文の目標設定は子どもたちの達成感にはつながりにくい**ものです。
- * いじめという問題は子どもたちの人間関係の問題であるわけですから、いじめ問題への子どもたちの積極的な関わりを引き出すためには、「いじめをしない」というマイナスをなくすイメージだけではなく、**「豊かにつながる」というプラスのイメージにつながる目標を提示すること**も必要です。
- * 学校としての**いじめ予防教育においても、「禁止のメッセージから創造のメッセージへ」という観点が重要**になります。

5 「いじめ解消の見極め」の要点 解説

- ◆ 文部科学省『いじめの防止等のための基本的な方針』(改定版) では、「いじめの解消」について新たな記述が加えられました。具体的には、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。」とし、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも
 - ① いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）止んでいること
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要があると示されています。
- ◆ 児童生徒の問題行動に対する指導に際しては、その背景にどんな状況があるのかを把握し、当該児童生徒の「生きづらさ」に寄りそう中でこそ、当該児童生徒の本当の意味での変容・成長が生じるものです。そして、そのプロセスには一定の時間を要するものです。これは、いじめ加害に対する指導にもあてはまることです。
- ◆ 「早く解決したい」「二度と起こしたくない」という思いから、教師は関係修復を急ぎ、謝罪と握手などの和解の場を設定しがちですが、加害者の反省が十分ではない中での「手打ち式」は、加害者のさらなる内省を阻害するとともに、被害者の「相手も先生も、ことの重大さをわかっていない」という不信感を生み出す危険性があります。
- ◆ ですので、学校は国の基本方針に示された「いじめ解消の判断の2つの要件」の意味を的確に理解し、「早く解決する」よりも「じっくりと取り組む」姿勢、「蓋をする」のではなく「直面させる」姿勢で指導にあたることが大切です。
- ◆ 教育行政や学校教育は、社会問題化への対応を気にかける結果、ややもすれば「問題を起こさない」という対策的な発想に傾き、「あってはならない」「許されない」などの否定文のスローガンを掲げがちです。しかし、“社会問題として看過できない”というのは、「政治の論理」「大人の論理」ではあっても、「教育の論理」「子どもの論理」として児童生徒が腑に落ちる言説ではありません。なぜならば、児童生徒は、理想として想定される世界を生きているのではなく、“弱くて強く、冷たくて温かい仲間と共に学校生活を送る中で、不安と希望の間で揺れながら、人間関係の意味を考えていく”という現実の世界を生きているからです（これは実は大人にもあてはまることがあります…）。
- ◆ また、社会学者の奥田均さんは、人権教育における「差別をしない・させない・許さない」のような目標設定は、「実現できて当然」という消極的なイメージがつきまとい、達成感が得にくく、創造的なアイデアやチャレンジ精神がわき上がりにくいと指摘しています《奥田均 (1998)『豊かな関係』の建設》解放教育No.363》。そういう意味では、いじめ問題の目標設定においても、「“いじめをしない”から“豊かにつながる”へ」「禁止のメッセージから創造のメッセージへ」と発想を転換することが重要となるでしょう。
- ◆ 絵本『わたしのせいじゃない—せきにんについて—』(レイフ・クリスチャンセン文、ディック・ステンベリ絵、1996年) が示しているように、いじめ問題に関する「責任」とは、「責任は誰にあるのか」→ 悪者探し、私は悪くないという姿勢ではなく、「私の責任で何ができるか」→ 自分にできること探し、いじめをなくそうという姿勢として捉えることが大切です。人間関係の難しさから目をそらさず、人間関係の素晴らしさを見失うことなく、人と人が豊かにつながるために自分に何ができるのかを、教師と児童生徒が共に本気で考えることが、いじめ防止の要点ではないでしょうか。

【引用文献・参考文献等一覧】

- 阿形恒秀他 (2003) 「思春期理解とこころの病—こころと心をつなぐ学習プラン」 解放出版社
- 阿形恒秀 (2015) 「いじめ防止対策のアリティに関する考察—児童期・青年期における仲間関係の重要性の観点から—」 鳴門教育大学研究紀要第30巻
- ディスカヴァー21編集部編 (1998) 「先生に言えなかったこのひとこと」 ディスカヴァー・トゥエンティワン
- 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター編 (2013) 「生徒指導リーフ10 いじめと暴力」
- 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター編 (2015) 「生徒指導リーフ20 アンケート・教育相談をいじめ『発見』につなげる」
- レイフ・クリスチャンソン「わたしのせいじゃない—せきにんについて」 岩崎書店
- 宮崎駿監督 (1989) 「魔女の宅急便」 スタジオジブリ 〈原作は角野栄子 (1985) 「魔女の宅急便」 福音館〉
- 文部科学省 (2010) 「生徒指導提要」
- 文部科学省 (2013) 「いじめの防止等のための基本的な方針」
- 文部科学省 (2017) 「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定）」
- 森田洋司 (2010) 「いじめとは何か—教室の問題、社会の問題—」 中央公論社
- 奥田均 (1998) 『豊かな関係』の建設 解放教育No.363、明治図書
- ピーター・K スミス著、森田洋司・山下一夫監修「学校におけるいじめ—国際的に見たその特徴と取組への戦略」 学事出版
- 重松清(1999)「身代わり雛」小説新潮1999年3月号(後に重松清(2000)「ビタミンF」に『セッちゃん』と改題し収録)
- 山下一夫 (1999) 「生徒指導の知と心」 日本評論社

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)抜粋

(目的) 第1条

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念) 第3条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(国の責務) 第5条

国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務) 第6条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務) 第7条

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針) 第11条

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

(地方いじめ防止基本方針) 第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針) 第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会) 第14条

地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(学校におけるいじめの防止) 第15条

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

(いじめの早期発見のための措置) 第16条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進) 第19条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(学校評価における留意事項) 第34条

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。



**国立大学法人 鳴門教育大学
いじめ防止支援機構**

TEL: 088-687-6012
FAX: 088-687-6108
E-mail: satellitebp@naruto-u.ac.jp